

西荻ブリッジ同好会 会則

令和5年10月30日改定

- ① (名称) 本会は西荻ブリッジ同好会と称する。
- ② (目的) 本会はコントラクトブリッジの同好者が集まり、コントラクトブリッジのゲームを通して会員相互の交流を深め親睦を図るとともにコントラクトブリッジを通じて地域社会に貢献することを目的とする。
- ③ (会員) 本会はコントラクトブリッジについて理解を深めゲームを楽しむ、またその技術の向上を目指す会員から成り、杉並区内に活動の拠点を置く。
- ④ (活動) 本会は主に次の活動を行う。
 - Team of Four などのゲーム
 - 講師を招いた学習会 (プレイやビデオングの実地の教授指導)
 - 招聘講師による講義
 - 入門講座の開催等の普及活動を通じた地域との連携協力関係増進活動
- ⑤ (代表者) 本会には会員の互選により代表者を置く。
- ⑥ (幹事) 本会は、会場確保、会場準備、備品管理、試合結果の管理とゲーム運営、会計、講師との連絡のため、会員の中より二名の幹事を選出する。幹事の任期は毎年4月1日より翌年3月末日までの一年とする。
- ⑦ (幹事補佐) 幹事二名に加え、幹事補佐を一名置く。幹事補佐の任期は幹事と同様とする。幹事補佐は原則翌年の幹事を務める。
- ⑧ (会計) 本会の会計は会費その他で充当し、会計年度は4月1日より翌年3月末日までとする。

- ⑨（開催日と開催時間）本会は会場の確保ができれば毎週月曜日 9 時 30 分から 17 時の間に開催する。講座については会場側とも協議の上、別の曜日に設定する。
- ⑩（会費）講師謝礼、会の運営、開催にかかる費用として会員は一人月額二千円を会費として納入する。
- ⑪（総会）本会は年に一回総会を開き会員全員で活動内容を話し合い、より良い会の運営を目指す。
- ⑫（新規入会）初回体験を経て入会を希望する者は代表または幹事の承認を得た上で会員となる。新規入会者は入会届を幹事に提出する。また、入会時に入会金二千円を納入する。入会した月の会費は免除される。
- ⑬（退会）退会する者は退会届を幹事に提出する。退会月の会費の返金を行わない。退会者の再入会はこれを認める。再入会に当たって改めて入会届を幹事に提出し、入会金を納入する。再入会月の会費は免除される。
- ⑭（休会）休会する者は休会届を幹事に提出する。休会は二か月以上十ヶ月以内とする。休会中の会費は月額二百円とし、可能な限り前納する。前納した会費は理由の如何を問わず返金しない。休会者が復会する場合、復会届を幹事に提出する。復会月の会費は五百円に復会月の残りの月曜日の数を乗じた額か二千円の少ない方の額とする。
- ⑮（その他）入会希望者は原則午後の活動時間帯に見学、体験ができる。初回体験は無料とする。

以上